

## 第4回軽米町議会定例会

令和 5年 9月 15日 (金)

午前 10時 00分 開 議

### 議 事 日 程

- 日程第 1 議案第 1号 軽米町公共施設等総合管理基金条例  
(令和4年度軽米町一般会計歳入歳出決算等審査特別委員会付託)
- 日程第 2 議案第 2号 軽米町立図書館設置条例の一部を改正する条例  
(令和4年度軽米町一般会計歳入歳出決算等審査特別委員会付託)
- 日程第 3 議案第 3号 軽米町立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
(令和4年度軽米町一般会計歳入歳出決算等審査特別委員会付託)
- 日程第 4 議案第 4号 軽米町立青少年ホームの設置及び管理に関する条例を廃止する条例  
(令和4年度軽米町一般会計歳入歳出決算等審査特別委員会付託)
- 日程第 5 議案第 5号 軽米町生涯学習センター設置条例の一部を改正する条例  
(令和4年度軽米町一般会計歳入歳出決算等審査特別委員会付託)
- 日程第 6 議案第 6号 軽米町下水道事業の設置等に関する条例  
(令和4年度軽米町一般会計歳入歳出決算等審査特別委員会付託)
- 日程第 7 議案第 7号 軽米町公共下水道区域外流入条例  
(令和4年度軽米町一般会計歳入歳出決算等審査特別委員会付託)
- 日程第 8 議案第 8号 軽米町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例  
(令和4年度軽米町一般会計歳入歳出決算等審査特別委員会付託)
- 日程第 9 議案第 9号 令和4年度軽米町一般会計歳入歳出決算の認定について  
(令和4年度軽米町一般会計歳入歳出決算等審査特別委員会付託)

- 会付託)
- 日程第 1 0 議案第 1 0 号 令和 4 年度軽米町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
(令和 4 年度軽米町一般会計歳入歳出決算等審査特別委員会付託)
- 日程第 1 1 議案第 1 1 号 令和 4 年度軽米町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
(令和 4 年度軽米町一般会計歳入歳出決算等審査特別委員会付託)
- 日程第 1 2 議案第 1 2 号 令和 4 年度軽米町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
(令和 4 年度軽米町一般会計歳入歳出決算等審査特別委員会付託)
- 日程第 1 3 議案第 1 3 号 令和 4 年度軽米町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について  
(令和 4 年度軽米町一般会計歳入歳出決算等審査特別委員会付託)
- 日程第 1 4 議案第 1 4 号 令和 4 年度軽米町水道事業会計決算の認定について  
(令和 4 年度軽米町一般会計歳入歳出決算等審査特別委員会付託)
- 日程第 1 5 議案第 1 5 号 令和 5 年度軽米町一般会計補正予算 (第 5 号)  
(令和 4 年度軽米町一般会計歳入歳出決算等審査特別委員会付託)
- 日程第 1 6 請願陳情第 2 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2024 年度政府予算に係る意見書の提出を求める請願について  
(総務教育民生常任委員会付託)
- 日程第 1 7 発議案第 1 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書
- 日程第 1 8 人口減少・少子化対策調査特別委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 1 9 議会改革調査特別委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 2 0 委員会の閉会中の所管事務調査について

○出席議員（12名）

1番	田中祐典君	2番	甲斐鉦康君
3番	上山誠君	4番	西舘徳松君
5番	江刺家静子君	6番	中村正志君
7番	田村せつ君	8番	茶屋隆君
9番	大村税君	10番	細谷地多門君
11番	本田秀一君	12番	松浦満雄君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	山本賢一君
副町長	江刺家雅弘君
総務課総括課長	日山一則君
会計管理者兼税務会計課総括課長 兼収納・会計担当課長兼課税担当課長	古舘寿徳君
町民生活課総括課長	工藤晃子君
健康福祉課総括課長兼福祉担当課長	小笠原隆人君
産業振興課総括課長兼農林振興担当課長	竹澤泰司君
地域整備課総括課長兼上下水道担当課長	中村勇雄君
再生可能エネルギー推進室長	日山一則君
水道事業所長	中村勇雄君
教育委員会教育長	小林昌治君
教育委員会事務局総括次長	野中孝博君
選挙管理委員会事務局長	日山一則君
農業委員会会長	山田一夫君
農業委員会事務局長	竹澤泰司君
監査委員	西山隆介君
監査委員会事務局長	関向孝行君

○職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

議会事務局長	関向孝行君
議会事務局主事	竹林亜里君

---

◎開議の宣告

○議長（松浦満雄君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

---

◎諸般の報告

○議長（松浦満雄君） 本日の議事日程は、あらかじめ配布したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

本日付で、総務教育民生常任委員長から1件の発議案の提出がありました。また、人口減少・少子化対策調査特別委員会、議会改革調査特別委員会、議会運営委員会、総務教育民生常任委員会、産業建設常任委員会及び議会報編集常任委員会の各委員長から閉会中の継続調査申出書の提出がありました。

いずれも配布してありますので、朗読は省略いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

---

◎議案第1号から議案第15号までの審査結果報告、質疑、討論、採決

○議長（松浦満雄君） これより本日の議事日程に入ります。

日程第1、議案第1号 軽米町公共施設等総合管理基金条例から日程第15、議案第15号 令和5年度軽米町一般会計補正予算（第5号）までの15件を一括して議題といたします。

議案第1号から議案第15号までの15件について、特別委員会での審査結果の報告を求めます。

令和4年度軽米町一般会計歳入歳出決算等審査特別委員会委員長、茶屋隆君。

〔特別委員長 茶屋 隆君登壇〕

○特別委員長（茶屋 隆君） おはようございます。それでは、本定例会におきまして令和4年度軽米町一般会計歳入歳出決算等審査特別委員会に付託された案件は、議案第1号 軽米町公共施設等総合管理基金条例から議案第15号 令和5年度軽米町一般会計補正予算（第5号）までの15件でありました。

当委員会は、9月8日から13日まで4日間、役場3階会議室において、当局の出席の下、提案理由の補足説明を求めて審査が行われ、全ての議案で活発な議論がなされるとともに、慎重な審査がなされました。中でも議案第3号 軽米町立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。各委員から非常に活発な意見、皆さんが十分意見を出されて、非常に今後の活動、新し

く開設されるかるまい文化交流センター等の有効活用に生かされるものと期待しております。

また、農業費等につきましてですけれども、農業費の補助金、鳥獣被害防止対策支援事業費補助金、また軽米町電気柵等設置補助金等があるわけですが、近年鹿、イノシシ、ハクビシン等の頭数が増えて、鳥獣被害が急増している、それに対し町でも対策として被害防止のため補助金を設置しているが、補助金が安過ぎるのではないか、高くしてほしいというような意見も出されました。また、同僚委員からも、鳥獣被害、有害駆除に関しては頭数の把握等軽米町だけでは厳しいので、広域的に考えていくべきではないかという意見も出されました。また、そのことに関連もありますけれども、同じく委員から鳥獣被害の補助金だけでなく、若い世代の農業経営者のため、町として燃料、肥料等の高騰のための補助、また有機肥料の使用などの提言があり、今後は耕畜連携して考えていくということでございますので、期待しております。

議案審議の委員長報告で特記することがあるかということを確認いたしましたところ、委員から質問に対する答弁の中で、後で調べてから報告するということが何点か見られましたが、議事進行上、資料等事前に準備して対応してほしいという意見がありましたので、申し添えます。

各委員から終始活発な議論がなされました。結果について報告します。4件の議案に反対がありましたので、採決は6回に分けて行いました。議案第3号の軽米町立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については賛成多数で可と決し、議案第9号 令和4年度軽米町一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第10号 令和4年度軽米町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第13号 令和4年度軽米町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての3件については賛成多数で認定することに決定、その他の議案、議案第1号、議案第2号、議案第4号から議案第8号までの条例案と議案第15号の補正予算案の8件については全会一致で可と決し、議案第11号、議案第12号、議案第14号の3件の決算の認定については全会一致で認定するものと決したことを報告いたします。

以上、委員長報告といたします。

○議長（松浦満雄君） 委員長の報告が終わりました。

これからただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論については、特別委員会において全会一致で認定、可と決した議案については討論なしとみなし、反対のあった議案第3号、議案第9

号、議案第10号及び議案第13号について討論を求めることでご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

それでは初めに、議案第3号 軽米町立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について討論ありませんか。

原案に反対者の発言を許します。

中村正志君。

〔6番 中村正志君登壇〕

○6番（中村正志君） 本定例会における議案第3号 軽米町立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例に対して、反対の立場で討論させていただきます。

議案第3号の条例改正は、第2条の軽米町立公民館を、軽米中央公民館と軽米公民館を廃止し、小軽米公民館と晴山公民館の2館にするというものです。かるまい文化交流センターが7月に完成し、12月1日から供用開始となるのを前に、軽米中央公民館と軽米公民館を閉館するというものです。しかし、建物を閉館するだけでなく、公民館機能も廃止してしまうという内容の条例改正と受け取りました。特別委員会では、いろんな多くの意見を申し述べさせていただきました。全く私の意見を受け入れていただけなかったのは非常に残念です。

初めに、本議案の軽米町立公民館の設置及び管理に関する条例は、社会教育法第24条の規定に基づき定めたもの、この第24条とは「市町村が公民館を設置しようとするときは、条例で、公民館の設置及び管理に関する事項を定めなければならない」とされており、社会教育法に基づいたものです。ここでいう公民館とは、社会教育法第20条で「公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする」とうたわれています。そして、公民館はこの目的を達成するために、第22条に公民館事業として定期講座の開設や講演会、各種団体等の連絡、住民集会などを行うとされています。

今回の議案第3号の条例改正は、軽米中央公民館と軽米公民館ではこれら公民館の目的事業を行うことを廃止するということを意味します。当局の説明では、公民館、図書館の老朽化によりかるまい文化交流センターを整備したもので、今後はかるまい文化交流センターを利用させていただきたいというものですが、しかし今年3月定例会で議決しました議案第13号 かるまい文化交流センター設置条例には公民館事業を行う施設という条項は全く入っておりません。

当局の思いは分かるのですが、今回の条例改正は全く不備であると言わざるを得

ません。今後は、長年の町民待望のステージ付ホール、図書館を兼ね備えたかるまい文化交流センターが完成したのを機に、これまで以上に町民の利用を促進させるためにも行政の基本である条例、規則の整備をしっかりとやるべきという思いから、いろんな角度から20年以上生涯学習関係に携わった私なりに意見を述べさせていただきましたが、全く聞く耳を持たないという対応にはがっかりでした。残念です。

公民館は地域の学校なのです。当局は、この地域の学校を現在の本町地内からかるまい文化交流センターに移転したいという考えが現状の条例からは伝わらないのです。法律違反でなければ、いいのではないかという発言がありましたが、違反という言葉は言いませんが、法律を無視した行動とは言えるのではないのでしょうか。かるまい文化交流センターに12月までに教育長以下教育委員会事務局職員が全員移転するという方針のようですが、生涯学習担当の職員は、社会教育法で規定する軽米中央公民館が廃止され、社会教育事業を行うための基準をどこに求めるのでしょうか。また、これまで公民館を利用してきた文化団体、サークルの方々は、どのような利用になるのでしょうか。疑問です。

私は、かるまい文化交流センターで公民館活動や文化団体、サークル活動を行うことに反対しているわけではありません。生涯学習担当職員がかるまい文化交流センターに全員配置されるということには大賛成です。職員が町民と距離が近いところにおいて、町民がいつでも気軽に相談でき、施設に行きやすい環境づくりを大歓迎します。そして、町民のニーズに応える新しい企画事業を続々展開し、施設の利用も多くなることを期待するものです。しかし、議案第3号の条例改正では、それは期待できないでしょう。ただ職員が施設の貸し借りの受付をし、多くの人から利用してもらおう社会教育事業は期待できないと思います。いま一度再考すべきだと思います。

軽米町は、昭和62年に生涯学習の町を宣言し、全国から注目されてきました。今回複合施設でもあるかるまい文化交流センターを整備し、この施設が軽米町のより一層の生涯学習推進の町として注目され、視察や生涯学習大会等が誘致されることも予想するとともに期待もされます。そのときに行政担当者は必ず行政組織などに注目し、社会教育と町長部局との関係性などを問い合わせてくると思います。現状では、公民館活動がない中、社会教育活動に疑問視されることと思います、生涯学習推進担当は教育委員会ですか、町長部局ですかなどと。別に公民館の表看板はなくてもいいのです。条例上、公民館はかるまい文化交流センターに移動しました、ですから公民館活動もかるまい文化交流センターで行います、かるまい文化交流センターではほかの教育事業以外のものも行いますと、二枚看板で事業を行えばいいのではないのでしょうか。今回の条例改正を、軽米中央公民館と軽米公民館の住所をかるまい文化交流センターの住所に変更するだけで解決するはずです。

私は、20年以上教育委員会事務局にお世話になり、生涯学習関係の職務をさせていただきました。今回後輩職員の提案議案に反対することは、大変心苦しいものがあります。しかし、これからの職員のためにも、生涯学習、社会教育を理解した上で町民のために努力してもらいたいという思いで、別な提案も含めた討論もさせていただきます。

今回議案第5号で軽米町生涯学習センター設置条例の一部改正が提案されました。現在軽米町農村環境改善センターに位置している生涯学習センターをかるまい文化交流センターに変更するものです。生涯学習センターは、もう30年近く機能していない状況です。最近では選挙管理委員会になっており、名前だけのものです。今回の条例改正を機に、生涯学習の町宣言軽米町にふさわしい生涯学習活動を推進することを希望します。公民館という名前を生涯学習センターに置き換えて、生涯学習センターを拠点に公民館、社会教育活動を行うことを推奨したい。そうなれば、軽米町の公民館は全て生涯学習センターとなります。

軽米町生涯学習センター設置条例第1条は、「町民の総合的な生涯学習システムを形成し、心身ともに健康で、創造性豊かな広い視野をもった人材育成に努め、産業の振興、教育文化の向上と町民福祉の増進に資するために、軽米町生涯学習センターを設置する」とあり、第2条の性格は「センターは、地方自治法第244条第1項の規定に基づく公の施設及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条に規定する教育機関の総合体とする」となっています。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条に規定する教育機関とは、学校、図書館、博物館、公民館その他の教育機関のことです。軽米町生涯学習センターを拠点として町民の学習活動を推進することになれば、公民館活動も網羅しますし、公民館施設も含めることができます。議案第3号の軽米町立公民館の設置及び管理に関する条例は必要なくなるのではないのでしょうか。

今回議案第3号に反対意見を述べながら、余談の提案もし、前例のないことかと思いますが、私は軽米町の生涯学習推進が衰退することがないことだけを願うものです。今回は、議案第3号の条例改正は条例の不備を強く感じます。また、今回提案する過程において、教育委員会議は経たと思いますが、教育長が委嘱している社会教育委員会議に諮らないで提案されたことにも強く不満を持つとともに、法で定められた諮問機関の意義をいま一度重要視してほしいと願うものです。

以上、長くなりましたが、軽米町の生涯学習、社会教育の推進がより一層発展することを願いながら、議案第3号の反対討論といたしますが、条例、規則等もっと幅広い視野で、町民の意見をないがしろにしないで職務に励んでいただくことを最後にお願ひし、終わりとします。委員各位には、本討論に賛意いただけるものと期待いたします。



○議長（松浦満雄君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。  
細谷地多門君。

〔10番 細谷地多門君登壇〕

○10番（細谷地多門君） 私は、議案第3号 軽米町立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例に対する賛成の立場から討論させていただきます。

改正の主な内容は、軽米中央公民館、軽米公民館は新たに整備したかるまい文化交流センター、通称宇漢米館に機能移転して、軽米中央公民館、軽米公民館は廃止するものであります。かるまい文化交流センターは、老朽化した軽米中央公民館、軽米町立図書館の建て替えに併せて子育て支援施設、バス待合所などを備えた多目的複合施設として整備することについて、町議会での議論をはじめ町民への説明会、建設に当たっての検討委員会などによる審議が行われ、様々な意見を反映させ、整備を進めてきたものと理解しております。

本定例会で町当局から説明を受けた内容では、廃止する軽米中央公民館、軽米公民館を利用してきた文化団体や町内会などの利用はかるまい文化交流センターで行うことができるほか、各種イベントの開催など、町内のいろんな方々が利用できるようにしていくとのことでありました。

また、廃止する軽米中央公民館の今後の活用について議論もありました。昭和37年に建設、鉄筋コンクリート造とはいえ、老朽化に伴い、その後平成の初めに大規模なリフォーム等がなされ、それから既に34年が経過している状態です。建設当初から見ますと、60年以上たっております。建て替え、そのために整備したかるまい文化交流センターの維持、管理費に加えて、中央公民館の管理経費が発生することや施設の安全面を考えると、今後慎重な議論、検討を要すると思っております。

中村正志議員は、しきりに条例の改正不備について強く主張していますが、私も条例制定に当たっては慎重かつ、ミスするようなことはあってはならないと常に思っております。しかしながら、要は利活用していく町民が主役と捉え、町民の使い勝手を優先に考え、今後使用していく上で不都合な点が生じるのであれば、慎重に検討し、改正すればよいと考えます。町民の望むこと、町民の生活が第一と捉え、財政の効率的な運営を踏まえ執行してもらうことが我々行政に携わる者の一番大事な姿勢であろうと思っております。議員の皆さん、いかがでしょうか。

町当局におきましては、かるまい文化交流センターを活用し、これまでの教育文化活動や町のにぎわい創出になお一層努めていただきたいと願うものであります。

以上、議案第3号に係る賛成討論といたします。議員各位のご賛同よろしくお願い申し上げます。

○議長（松浦満雄君） ほかに討論ありませんか。

反対ですか。

〔「はい。反対」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 原案に反対者の発言を許します。  
江刺家静子君。

〔5番 江刺家静子君登壇〕

○5番（江刺家静子君） 5番、日本共産党、江刺家静子です。議案第3号について、軽米町立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例に反対ですので、その理由を述べて、議員各位の賛同を願うものです。

この議案は、軽米公民館と軽米中央公民館を廃止するというものです。図書館は、新しいかるまい文化交流センターに移転する条例が提案されておりますが、公民館は廃止として、その役割、機能は見えなくなりました。新しいかるまい文化交流センターに図書館は移転し、公民館の役割は一部として入っているかもしれませんが、町長は「かるまい文化交流センターは人と文化をつなぐ新たな創造の拠点として、町民が気軽に活用することによってにぎわいを創出する施設」と施政方針で語っております。

私は、新しいきれいな建物で趣味の習い事や筋トレ、文化行事、イベント会場になるのだと想像し、公民館的な役割は衰退したと見ています。かつて公民館は、若者や女性たちが地域の中で地域の産業のことや郷土の役割、そして人生について語り合い、民主主義の訓練所の役割を果たしてきたと思います。その後社会教育、生涯学習などと呼ばれ、地域の課題を学びながら、町の中でいろいろな役割を果たす人材も生まれてきました。しかし、今人口減少社会の中で、そういう活動も衰退してきたことは事実であります。

ですから、今こそ町の将来について町民とともに学び、語り合い、町をつくっていく公民館の役割が求められているのではないのでしょうか。「それは昔の話だ」と言った方がありましたが、昔と違った今の、これからの軽米町について、当事者意識を持って町の衰退を食い止める最後のとりでとしての公民館活動ができるように、公民館の位置づけを条例にはっきり示すことが必要だと考えます。

軽米町総合発展計画には、SDGsのことが基本構想にありました。SDGsの推進センター的な機能として、地域社会の持続可能な発展のために何が必要なのかを若い人たち、中学生、高校生、また高齢者もいろんな方々が主体的に考え、対話を通じてよりよい地域づくりを推進していく拠点施設として公民館をはっきり示すことを求めて、議案第3号に反対するものです。議員各位の賛同をお願いいたします。

以上です。

○議長（松浦満雄君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 討論なしと認めます。

議案第3号の討論を終わります。

次に、議案第9号 令和4年度軽米町一般会計歳入歳出決算の認定について討論ありませんか。

原案に反対者の発言を許します。

江刺家静子君。

〔5番 江刺家静子君登壇〕

○5番（江刺家静子君） 5番、日本共産党、江刺家静子です。議案第9号 令和4年度軽米町一般会計歳入歳出決算の認定について、一部に反対の箇所がありますので、その理由を述べたいと思います。

令和4年度は、小中学校の給食費の無償化や保育料の無償化、そしてコロナ対策、ワクチンや、また経済的な支援などありました。福祉灯油、物価高騰に対する支援など、評価したい点多々あります。

しかし、歳出総額は79億4,179万632円でしたが、その中に弁護士委託料446万8,669円の支出があります。これは、かるまい文化交流センターの医療廃棄物処理に係る岩手県ほか1名の方との訴訟に係る弁護士の委託料です。かるまい文化交流センターの工事も終わり、12月の開館を待つばかりとなっておりますが、訴訟問題の解決はいつになるか、はっきり分かりません。工事が遅れた分の補償金も裁判費用も一般財源。一般財源というのは、町民の税金とか基金などで賄われますが、その一般財源で賄われました。かるまい文化交流センターの事業費は、令和4年度末の計画書では33億4,500万円でした。事業予算の財源は、補助金が約4億6,100万円余り、一般財源と基金を取り崩すなどして8億2,800万円、そして借入金ですが、20億5,500万円です。借入金に対しては、交付税で補填する部分が半分以上あるということでしたが、財政負担はこれから何年も続きます。医療局と県と町で話し合い、一日も早い解決を望むものです。そして、すっきりした形で12月の開館を迎えられたらと思います。

もう一つの理由ですが、正職員が減って、職員1人当たりの仕事の負担が増えているのではないかと心配するものです。令和4年12月議会で町長は、これまで5期20年間の実績、成果を同僚議員から質問されて、一番最初に言ったことが「人員削減」と述べられたことに私はびっくりしました。決算書を見ると、人件費関係の予算残があちこちに見えます。必要な人員を確保ができなかったのではないか、残業手当は全額支給されたのか、それとも予算の取り方の計算はどうだったのでしょうか。町民に責任を持って対応できるよう、正規職員を充実させることを私は求めたいと思います。

以上のことから、町の将来に響いていかないように願い、反対の箇所を述べました。皆様のご賛同よろしくお願いいたします。

○議長（松浦満雄君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

本田秀一君。

〔11番 本田秀一君登壇〕

○11番（本田秀一君） 議案第9号の令和4年度軽米町一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から討論させていただきます。

令和4年度一般会計の決算は、かるまい交流駅（仮称）整備事業、町営住宅整備事業などの大規模事業をはじめ、新型コロナウイルス感染症拡大防止、感染拡大の影響を受けている方への支援事業のほか、原油価格、物価高騰の影響を受けた子育て世帯への臨時特別支援金や低所得者への福祉灯油給付事業による経済的支援とともに、農業者や事業者に対しては農業資材価格高騰への支援や運輸事業者等への運行支援など、事業継続への各種施策が進められたものであります。

かるまい交流駅（仮称）整備工事に関わる医療廃棄物の撤去費用については、県側からの対応が突然変わり、撤去費用の支払いに難色を示したことから、速やかに法的解決に向けた対応が必要との判断から、弁護士に対応を依頼したもので、その支出は妥当であると考えており、今後の裁判の経過を注視したいとの考えと受け止めております。

また、職員体制が厳しい中で、各種事務事業については町政の進展が着実に行われていることは評価すべきと考えるとともに、監査意見書を見ても審査結果はおおむね適正に執行されているとされております。

このようなことから、令和4年度一般会計歳入歳出予算は適正に執行されたものと評価すべきと考え、その決算の認定に賛成するものであります。議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げ、賛成討論を終わります。

○議長（松浦満雄君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 討論なしと認めます。

議案第9号の討論を終わります。

次に、議案第10号 令和4年度軽米町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について討論ありませんか。

原案に反対者の発言を許します。

江刺家静子君。

〔5番 江刺家静子君登壇〕

○5番（江刺家静子君） それでは、議案第10号 令和4年度軽米町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、一部に反対の箇所がありますので、その理由を

述べたいと思います。

新型コロナの流行や物価高騰が続いています。これに消費税が10%という額が追い打ちをかけています。今年3月、日本共産党軽米町委員会では住民アンケート調査を行いました。その中で「生活が苦しい」47.4%、「少し苦しい」50%ということで、全然関係がないという方は本当に1桁のパーセントでした。その中で「国民健康保険税が高い」53%、「高くて払えない」5.2%と回答がありました。

令和4年度は、国保の7割軽減世帯が722世帯だったのが770世帯に増えています。保険税を滞納し、短期被保険者証の対象になっている世帯が今年の8月現在で74世帯、その被保険者で100人ということでした。その中には65歳以上の高齢者、そして子供もいるということでした。納税相談にも来ない世帯があるということでしたが、保険証を差し止められて病気の治療にも行けず、さらに生活が悪化し、さらに深い貧困状態に落ちていく人もあるのではないのでしょうか。

短期保険証は、発行しなければならないというものではなくて、発行することができるかと規定されています。特に65歳以上の高齢者や子供には正規の保険証発行を求めます。子供は働くことができないので、子供に対してまで短期のペナルティーのある保険証を発行するということがいかがでしょうか。

また、国でもやっと動き出して、子供の均等割半額免除が決まりました。均等割1人当たり2万3,000円なのですが、子育てのために必要だということで半額が認められました。子育て応援として、我が軽米町でもあと半額足して、全額免除ができます。これは就学前の子供を対象にしていますので、まだその部分でもやらないよりは私は本当にぜひやっていただきたいと思います。令和4年度の決算から見ると、21万8,450円あれば、就学前の子供の全額免除ができます。

このようなことから、ぜひとも正規保険証の発行と、そして子供の均等割の全額免除の実現をしていただきたく思いまして、今回の議案第10号に反対するものです。皆様のご賛同よろしくお願いいたします。

○議長（松浦満雄君） ほかに討論ありませんか。

原案に賛成者の発言を許します。

田村せつ君。

〔7番 田村せつ君登壇〕

○7番（田村せつ君） 私は、議案第10号の令和4年度軽米町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から討論させていただきます。

国民健康保険は、ほかの医療保険制度に加入していない無職の方や低所得者層の方が多く加入されており、医療費が多くかかる高齢者層が多いことなど構造的な問題を抱え、慢性的な財源不足に陥っております。特に医療費を含めた社会保障費は、

毎年増加の一途をたどり、市町村だけでなく国においても大きな社会問題となり、大きな財政負担となっております。町の国民健康保険においても、被保険者数が減少する中、医療費の支払いに要する保険給付は高止まりに推移している状況にあります。こうした状況の中、特定健診の受診率と特定保健指導の受講率の向上を図る取組を進め、町民への健康づくりの働きかけを積極的に実施することで、保険給付の適正化に努めております。

国保税の収納率につきましては、現年度97.57%、滞納繰越分11.4%となっております。収納対策としまして滞納整理を中心に進めることはせずに、休日納税相談や夜間納税相談を行い、対応に当たっております。また、短期被保険者証を発行することにより、滞納されている方の相談機会の確保に努めております。

このような厳しい財政状況の中、平成30年度から岩手県が国保財政の運営の責任主体となり、岩手県国保運営方針に基づき、一般会計からの法定外繰入れに頼ることなく、また安易に被保険者に国保税の増額という負担を強いることなく、国保被保険者としての機能を維持するための努力をしております。また、令和4年度決算では、実質単年度収支が745万3,000円の黒字を計上しており、財政の安定化にも努めているものと考えられます。

以上のことから、令和4年度軽米町国民健康保険特別会計の決算の認定につきましては、適正に執行されたものと評価すべきと考え、賛成いたします。私の賛成討論にご賛同をいただくことをお願い申し上げまして、討論を終わります。

○議長（松浦満雄君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 討論なしと認め、議案第10号の討論を終わります。

次に、議案第13号 令和4年度軽米町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について討論ありませんか。

原案に反対者の発言を許します。

江刺家静子君。

〔5番 江刺家静子君登壇〕

○5番（江刺家静子君） 議案第13号 令和4年度軽米町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、一部に反対の箇所がありますので、その理由を述べたいと思います。

令和4年度は保険料の引上げ、そして被保険者の負担としては10月から一部の所得が少し多い方々が1割から2割に引き上げられました。1割負担の方は1,718人で、2割に上がった方が106人、そして3割、現役世代並みの所得、収入ということで45人の方がいらっしゃいます。106人の方が2割負担に上がっていきました。保険料は、最高限度額は64万円から66万円に引き上げられ、そし

て後期高齢者の中には商売をやっている方もあるかもしれませんが、ほとんどの方が年金暮らしとなっています。収入が増えることがない年金で暮らしている人がほとんどであり、通院している方が本当に高齢者の中には多いと思います。保険料は年金から差し引かれるという形が取られていますが、年金が低くて、または年金を何か生活のために使ってしまったら、保険料を引き去りできない方が滞納になっていると思われる。

そして、その中にやっぱり後期高齢者にも滞納している方には短期保険証、そしてもっときついのは資格証明書発行ということで、病院の窓口で10割を払うという制度があります。収入が増えることが望めない高齢者にとって、本当に命取りになりかねないような大変な制度であります。保険料、医療費の値上げは生活を圧迫し、家族への負担や受診控え、また本当に今現実にいるらしいのですが、病状悪化につながりかねません。このことを私は本当に心配いたします。

ですから、短期保険証の制度もやはり発行することができる、しなければならないということではないと思います。ぜひとも普通の保険証を発行していただきますようお願いしまして、この決算書に対する反対の討論といたします。皆さんのご賛同よろしくお願いいたします。

○議長（松浦満雄君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 討論なしと認め、議案第13号の討論を終わります。

以上で討論を終わります。

これから採決を行います。一部に反対がありましたので、採決は6回に分けて行います。議案第3号の1件、議案第9号の1件、議案第10号の1件、議案第13号の1件、議案第1号、議案第2号、議案第4号から議案第8号までと議案第15号の8件、議案第11号、議案第12号、議案第14号の3件の6回です。

初めに、議案第3号 軽米町立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。

議案第3号に対する委員長の報告は可決とするものです。議案第3号を原案のとおり可決とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松浦満雄君） 起立多数です。

よって、議案第3号 軽米町立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は原案を可決とすることに決定しました。

次に、議案第9号 令和4年度軽米町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告

のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松浦満雄君） 起立多数です。

よって、議案第9号 令和4年度軽米町一般会計歳入歳出決算の認定については認定することに決定しました。

議案第10号 令和4年度軽米町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松浦満雄君） 起立多数です。

よって、議案第10号 令和4年度軽米町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については認定することに決定しました。

議案第13号 令和4年度軽米町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松浦満雄君） 起立多数です。

よって、議案第13号 令和4年度軽米町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については認定することに決定しました。

次に、議案第1号 軽米町公共施設等総合管理基金条例、議案第2号 軽米町立図書館設置条例の一部を改正する条例、議案第4号 軽米町立青少年ホームの設置及び管理に関する条例を廃止する条例から議案第8号 軽米町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例までと議案第15号 令和5年度軽米町一般会計補正予算（第5号）の8件を一括して採決します。

お諮りします。議案第1号、議案第2号、議案第4号から議案第8号までと議案第15号の8件に対する委員長の報告は可決とするものです。議案第1号、議案第2号、議案第4号から議案第8号までと議案第15号の8件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号 軽米町公共施設等総合管理基金条例、議案第2号 軽米町立図書館設置条例の一部を改正する条例、議案第4号 軽米町立青少年ホームの設置及び管理に関する条例を廃止する条例から議案第8号 軽米町水道事業の設置等



に関する条例の一部を改正する条例までと議案第15号 令和5年度軽米町一般会計補正予算（第5号）の8件は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号 令和4年度軽米町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第12号 令和4年度軽米町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について及び議案第14号 令和4年度軽米町水道事業会計決算の認定についての3件を一括して採決します。

お諮りします。議案第11号、議案第12号及び議案第14号の3件の決算に対する委員長の報告は認定とするものです。議案第11号、議案第12号及び議案第14号までの3件の決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号 令和4年度軽米町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第12号 令和4年度軽米町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について及び議案第14号 令和4年度軽米町水道事業会計決算の認定についての3件の決算については、認定することに決定しました。

---

◎請願陳情第2号の報告、質疑、討論、採決

○議長（松浦満雄君） 日程第16、請願陳情第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2024年度政府予算に係る意見書の提出を求める請願についてを議題といたします。

常任委員長の報告を求めます。

総務教育民生常任委員長、上山誠君。

〔総務教育民生常任委員長 上山 誠君登壇〕

○総務教育民生常任委員長（上山 誠君） 第4回軽米町議会定例会におきまして総務教育民生常任委員会に付託されました案件は、請願陳情第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2024年度政府予算に係る意見書の提出を求める請願についてでした。

本請願につきまして、9月7日、委員5名の出席の下、慎重に審査を行いました。

子供たちの豊かな学びや学校の働き方改革を実現するために、計画的な教職員定数改善の推進、加配の削減は行わない並びに教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げることの意見書を国の関係機関へ提出することを求める請願について、審査の結果、請願趣旨を了とし、出席委員5名全員の賛成により採択したことを報告いたします。

議員各位のご賛同方よろしくお願いいたします。

○議長（松浦満雄君） 委員長の報告が終わりました。

これからただいまの委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから請願陳情第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2024年度政府予算に係る意見書の提出を求める請願についてを採決します。

お諮りします。請願陳情第2号に対する委員長の報告は採択とするものです。請願陳情第2号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、請願陳情第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2024年度政府予算に係る意見書の提出を求める請願については、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

---

◎発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松浦満雄君） 日程第17、発議案第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書を議題といたします。

常任委員長の提案理由の説明を求めます。

総務教育民生常任委員長、上山誠君。

〔総務教育民生常任委員長 上山 誠君登壇〕

○総務教育民生常任委員長（上山 誠君） 発議案第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提案理由を申し上げます。

本議案は、子供たちの豊かな学びや学校の働き方改革を実現し、教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るために、計画的な教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度拡充を推進されるよう、政府関係機関に意見書を提出するものであります。

意見書については配布しておりますので、前文は割愛し、要望項目の3項目を申し上げます。

1、学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、教職員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。

2、自治体で国の標準を下回る「学級編制標準の弾力的運用」の実施ができるよう加配の削減は行わないこと。

3、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げること。

以上、3項目について、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣宛てに提出することといたします。

発議案第1号について、軽米町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。議員各位のご賛同方よろしくお願い申し上げます。

○議長（松浦満雄君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから発議案第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書を採決します。

発議案第1号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、発議案第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書は原案のとおり可決されました。

---

◎人口減少・少子化対策調査特別委員会の閉会中の継続調査について

○議長（松浦満雄君） 日程第18、人口減少・少子化対策調査特別委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

人口減少・少子化対策調査特別委員長から、会議規則第75条の規定によって配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。人口減少・少子化対策調査特別委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、人口減少・少子化対策調査特別委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

◎議会改革調査特別委員会の閉会中の継続調査について

○議長（松浦満雄君） 日程第19、議会改革調査特別委員会の閉会中の継続調査について

てを議題とします。

議会改革調査特別委員長から、会議規則第75条の規定によって配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。議会改革調査特別委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、議会改革調査特別委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

◎委員会の閉会中の所管事務調査について

○議長（松浦満雄君） 日程第20、委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題とします。

お諮りします。議会運営委員会、総務教育民生常任委員会、産業建設常任委員会及び議会報編集常任委員会の各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、委員会の閉会中の所管事務調査については、議会運営委員会、総務教育民生常任委員会、産業建設常任委員会及び議会報編集常任委員会の各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで今定例会の日程は全部終了しました。

---

◎町長挨拶

○議長（松浦満雄君） ここで町長から発言を許されたい旨の申出がありました。これを許します。

町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 議長の許可をいただきましたので、第4回軽米町議会定例会が閉会されるに当たり、ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、9月1日に開会以来、本日までの15日間にわたり開催されたところであります。本定例議会には、人事同意案2件、人権擁護委員の推薦に関し意見を求める諮問1件、条例の制定、廃止及び一部改正に関する議案8件、一般会計歳入歳出決算ほか特別会計歳入歳出決算の認定に関する議案6件、一般会計補正予算に関する議案1件の合わせて18件の議案を提出させていただきました。

議員各位におかれましては、終始熱心にご審議をいただき、全議案についてご議決賜りましたことを心から感謝申し上げる次第であります。

さて、本定例会におきましては、遊休資産となっている公共施設等の対策、かるまい文化交流センターの管理運営や消防団員確保対策など、各種事業に対して熱心にご議論いただきました。議案審議中に賜りましたご意見、ご提言等につきましては、今後の町政運営に当たり、十分配慮して進めてまいりたいと存じます。

特にも12月に開館するかるまい文化交流センターにつきましては、町民に親しまれ、誰もが気軽に利用できる施設となるよう、管理運営に努めてまいります。また、新型コロナウイルス感染症対策につきましては、感染状況を注視しながら、引き続き基本的な感染症対策の周知とワクチン接種を確実に進めてまいります。

つきましては、今後におきましても議員各位のご協力、ご支援を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

簡単でございますが、本定例会の閉会に当たってのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

---

◎閉会の宣告

○議長（松浦満雄君） 会議を閉じます。

これをもって第4回軽米町議会定例会を閉会します。ご苦勞さまでした。

（午前11時10分）